

浜松いなさIC路外駐車場 一時退出と同様の措置の適用条件

別添資料



<ご利用条件>

- **浜松いなさICから一旦流出後、3時間以内に浜松いなさICから再流入頂くご利用が一時退出と同様の措置の適用対象**となります。(浜松いなさIC以外で乗り直しされる場合は、一時退出と同様の措置の対象外となります。)
- **順方向のご利用**のみが一時退出と同様の措置の対象となります。(※引佐連絡路のみ、走行ルートを「戻る方向」へ進むことが可能です。)
- **ETC2.0搭載の21mを超えるダブル連結トラック**のみが対象となります。全行程で同一のETCカードをご利用ください。
※係員のいるレーンでETCカードの手渡しにより料金の精算をされる場合は、ETC2.0対応車載器を搭載している旨お申し出ください。
- **「浜松いなさIC路外駐車場」への立ち寄り、ご利用が必要**となります。(浜松いなさIC路外駐車場は事前予約制ですのでご注意ください。)

一時退出で浜松いなさIC路外駐車場を利用した場合でも、目的地まで高速道路を降りずに利用した場合と同じ料金に調整します。

【料金表示器では料金調整前の金額が表示されます。後日、カード会社等から請求させていただく際に、料金調整後の金額となります。】

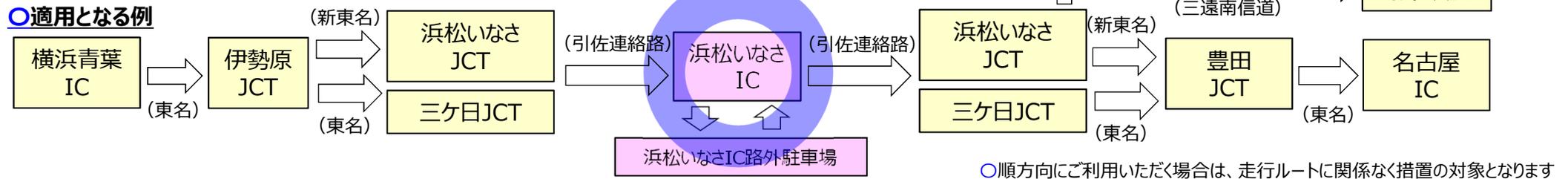
【利用区間と車種によっては料金調整前後の金額が変わらない場合もあります。】

<ご注意> 令和4年1月24日(月)0時付近で浜松いなさIC路外駐車場をご利用予定のお客さま

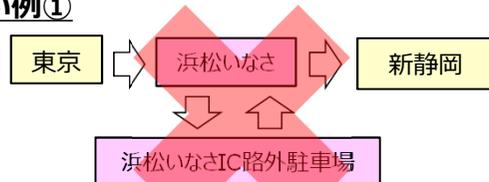
⇒1月24日(月)0時より前に、浜松いなさICを流出された方は**一時退出と同様の措置の適用対象となりません**ので、ご注意ください。

<ご注意> 順方向のご利用例について

○適用となる例

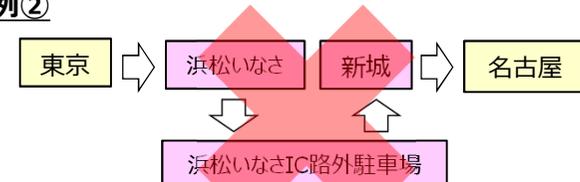


×適用とならない例①



×再流入後、これまでに走行した道路を「戻る方向」に進み高速から流出する場合は、措置の対象となりません。

×適用とならない例②



×浜松いなさIC以外での再流入は、措置の対象となりません